

「漢化政策」 來源考

堀 内 淳 一

はじめに

- 一 北朝における孝文帝の政策への言及
 - 二 近代以前における孝文帝の政策の評価
 - 三 近代における「漢化政策」の創出
- おわりにかえて — 戦後の「漢化政策」の用法と教科書記述

はじめに

鮮卑族拓跋氏によって建國された北魏では、第三代太武帝の時代に華北を統一した後も、漢族と異なる言語・習俗・制度・祭祀などを保持していた。第六代皇帝孝文帝は、四九〇年に親政を開始すると平城から洛陽への遷都、氏族詳定、胡服・胡語の禁止などの政策を立て続けに打ち出し、それまでの北方遊牧民族的な北魏の習俗を一變させようとした。戦後、日本でも中國でもこの一聯の政策の總稱として、「漢化政策」の語が用いられることが多い。

しかし、近年の魏晉南北朝史研究では、漢化政策の語を用いる代わりに「孝文帝の改革」などの語で言い換えられるようになりつつある。漢化政策の語を用いる場合も鈎括弧をつけた「漢化政策」、あるいは「いわゆる漢化政策」と表記する研究もみられる。^①これは孝文帝による一聯の政策が單なる「漢化」、すなわち胡族の漢族への同化を目的としたもので

はないことが明らかになってきたためである。孝文帝のいわゆる「漢化政策」は王朝の安定に一定の實を上げたものの、それ以降も北朝には北方民族に由来する「代人」というアイデンティティが残り続けていたという。^③ 筆者もかつて、孝文帝の洛陽遷都に對して、胡族のみならず漢人豪族からも反對があり、胡族から漢族へという民族的な觀點よりも、それまで皇帝權を掣肘してきた胡族・漢族の有力層から皇帝へ權力を回收する目的があるとみるべきではないかと論じたことがある。^④

少なくとも、現在の學界では、「漢化政策」の語を字義通り、胡族を漢族に同化する民族政策であるとされることは稀といつてよい。その立場を表明するための誠實な表現が、括弧つきの「漢化政策」であり、あるいはその前に「いわゆる」の語を置くことにつながっていると考えたい。

しかしその反面、學界の外側に目を轉じれば、漢化政策という語の用法にそこまで注意が拂われているとは言い難い。一例として、後述するように、現行の高等學校の世界史教科書では、直近で檢定を通過した三社六種すべて孝文帝の政策を漢化政策と表現することで一致している。^⑤

學界では徐々に留保附きの表現に代わってきた「漢化政策」の語は、逆に教科書などでは近年になって積極的に使われている。學術研究の成果がただちに社會に反映されるものではないが、この言葉に關しては逆の方向に向かっている。

「漢化政策」という單語は史料上にみられない。この政策が行われた魏晉南北朝時代の同時代史料では「漢化政策」はおろか、孝文帝の政策について「漢化」の語を用いている文章も見當たらぬ。つまり、「漢化政策」という單語は、現在の學界では實態として字義通りの意味ではないとされ、史料用語でもないにもかかわらず、括弧つきや「いわゆる」と前置きしてまで使わざるを得ないほど広く普及しているのである。

本稿では、學術用語としての「漢化政策」の來源を探るため、(一) 孝文帝の政策が傳統的・理想的な中國王朝の復古政策としてみられていた北朝期、(二) 夷狄から中華への文化的變容として理解された宋代以降、(三) 「漢化」の語が用

いられるようになる近代以降、の三期に分けて検討することで、現在の學界が否應なく使わざるを得なくなっている「漢化政策」の語の來源を明らかにしたい。

なお、本稿の目的はあくまで現在使われている用語・表現の來源を問うものであり、實際の孝文帝の諸政策自體の來源を探るものではない。また、本文中では「漢化政策」の代替として使われている「孝文帝の改革」ではなく「孝文帝の政策」の語を用いている。本論で述べるように、孝文帝の諸政策は歴代常に肯定的に評價されてきたわけではなく、失政と見なされることも少なくなかった。そのため「改革」という言葉がもつポジティブな意味を避け、よりニュートラルな表現を用いた。

一 北朝における孝文帝の政策への言及

まず、孝文帝の一聯の政策の目的を、孝文帝本人がどのように説明していたかから確認したい。孝文帝が自らの政策の意圖を説明した史料として、從叔父の任城王元澄とのやりとりがあげられる。(傍線は筆者による。以下の史料でも同じ)

高祖心に方に革變せんとし、深く其の對を善しとす。笑ひて曰く「任城に非ずんば以て變化の體を識る無し。朕方に朝制を創改し、當に任城と萬世の功を共にすべきのみ」と。(魏書 卷十九中 任城王元澄傳)

と述べ、『魏書』では孝文帝の意圖を「革變」「創改朝政」という言葉で表現している。また、洛陽遷都の意圖を元澄に内密に打ち明ける場面では、

「國家北土より興り、徙りて平城に居る。四海を富有すと雖も、文軌未だ一ならず。此間用武の地にして、文治す可きに非ず、移風易俗、信に甚だ難しと爲す。崱函は帝宅、河洛は王里、因りて茲に大舉し、中原に光宅す」と。(同

前)

と述べている。後者は孝文帝と元澄の密談であると書かれており、この通りの發言だったかを知ることができないが、少

なくとも『魏書』が編纂された北齊までに、孝文帝の改革について「移風易俗」が一つのキーワードとされていたことは知りうる。

同じく、宗室の一人である元鑒の傳では

時に革變の始、百度惟新し、(元)鑒上は高祖の旨に遵ひ、下は齊の舊風を采り、軌制粲然とし、皆規矩に合す。高祖其の上る所を覽、嗟美する者之を久しくし、顧みて侍臣に謂ひて曰く「諸州刺史皆な能く此くの如くんば、變風易俗、更に何の難きこと有らん」と。(『魏書』卷十六 元鑒傳)

ともあり、元鑒を譽めた孝文帝の言葉からは、彼の政策が「變風易俗」を目的とするものであったとわかる。それと同時に、地の文ではここでも「革變」という語が用いられており、それに加えて「百度惟新」という表現もみられる。

このように、いわゆる「漢化政策」を指し示す語は、『魏書』の中では一定していない。しかし、「革變」という語が繰り返し現れ、また「移風易俗」「變風易俗」という類似表現が見られるなど、孝文帝の政策とセットで用いられる單語には一定の傾向がみられる。上記の事例から孝文帝の政策全體を指し示している「革變」「創改」「移風易俗(變風易俗)」「百度惟新」の語の用例を調べることで、同時代の人々が孝文帝の政策をどのように呼稱していたかを確認したい。

・革變

すでに挙げたいくつかの事例で、孝文帝の政策を指す用語として複数回用いられていた「革變」の使用例を確認する。

「卿等戎徒を總率し、義應に節を奮ふべし。而るに進みては賊城を夷拔する能はず、退きては茲の小寇を殄す能はず、王威を虧損し、罪應に大辟なるべし。朕革變の始、事寬貸に従ひ、今卿等の死罪を捨て、城陽は降して定襄縣王と爲し、戸五百を削る」。(『魏書』卷十九下 元鸞傳)

という事例もみられる。これは、太和十九(四八五)年、元鸞らが南齊と戦って敗れたことを孝文帝が責めている發言である。この詔の中で孝文帝は自らの政策を「朕革變之始」という語で表現している。

一方で、地の文における「革變」の用例として

初め、高祖將に舊風を革變するを議せんとし、大臣竝びに難色有り。又た毎に劉芳・郭祚等を引き密に規諫を與にし、共に時政を論ず。而して國威遂に己を疏んずるを謂い、怏怏として不平の色有り。〔『魏書』卷四十 陸俟傳〕

という表現がみられ、ここでもいわゆる「漢化政策」と同じ意味で「革變舊風」という語が用いられている。この「革變」は、孝文帝の詔と地の文ともに、孝文帝の政策全體を指す用語として用いられており、孝文帝期の政策に對する當時の一般的な呼稱のひとつであったと見ることができる。

・創改

「創改」という言葉は『魏書』中でもう一例、孝文帝の政治を指して用いられている。

太師・高陽王雍等議して曰く「伏して惟ふに高祖權量を創改し已に定まるに、(元) 匡の今の新造は、微に參差有り。……(中略) ……仰ぎて惟ふに、孝文皇帝徳は前王に邁り、睿明下燭、不刊の式、事變改め難し。臣等參論し、匡の

議を停め、永に先皇の制に遵ふを請ふ」と。〔『魏書』卷十九上 元匡傳〕

孝明帝の時代に、元匡が提案した衡量の改革案に反對する元雍らの議である。ここでは孝文帝が衡量を改定したことを「創改」と表現しているのみであり、孝文帝の改革全體を指し示しているわけではない。孝文帝の政治全體を指す類似の用例としては、

時に高祖孝文皇帝將に制を改め物を創り、大ひに革正を崇ばんとす。〔崔敬邕墓誌〕⁶⁾

のように「改制創物」の語が用いられている。このように、「創改朝制」のような用法は前掲の元澄傳の事例しかみられないが、「創」「改」それぞれ一字であれば、他の用例と合わさってみられることがある。

・風俗

前出の「變風易俗」「移風易俗」はどちらも風俗を良化することを指しており、「變風易俗」の用例としては『史記』主父偃傳に、「移風易俗」は『孝經』の「移風易俗、莫善於樂」にまで遡れる。桐本東太は「風俗を變えることが支配者の務めである」という思想自體は先秦より存在しており、「風俗を變える」ことは古代中國において爲政者の最も重要な役割だと見做されていたことを指摘している。⁽⁷⁾

孝文帝の改革を「風俗を變える」と表現した事例としては、孝文帝の改革に反対する立場にあった一族の長老、元丕の傳に、

丕雅に本風を愛し、新式に達せず、俗を變へ洛に遷り、官を改め服を制し、舊言を禁絶するに至りては、皆願はざる所なり。(『魏書』卷十四 元丕傳)

とあり、北魏の舊來の在り方を「本風」、孝文帝の政治を「變俗」と表現しているなど、「移風易俗」と類似した表現がみられる。ただし、北魏において「移風易俗」の語は孝文帝のみに用いられたわけではない。太宗明元帝から先代道武帝の評價を問われた崔浩は、

太宗曰く「卿先帝を謂ふに如何」と。(崔)浩曰く「小人懸象を管窺し、何ぞ能く玄穹の廣大なるを見ん。然りと雖も、太祖漠北の醇樸の人を用ひ、南して中地に入り、變風易俗、化四海に洽し。自ら羲・農と列を齊しくす。臣豈に能く仰名せんや」と。(『魏書』卷三十五 崔浩傳)

と答えており、北魏の礎を築いた道武帝の業績を「變風易俗」と評價している(ただし、この部分は『史記』卷一一二 主父偃傳を典故としている)。このように、「移風易俗」は習俗を改良しようとする政策に對する傳統的な呼稱であり、それが孝文帝の一聯の改革にも用いられていた。

・「惟新」

孝文帝が自らの政策の意圖を「移風易俗」「變風易俗」と説明しているのに對して、北齊の魏收が編纂した『魏書』の地の文では、「百度惟新」などの語で表現されている（前掲元澄傳、元監傳）。また、『魏書』では「惟新」と同じ意味で「百度唯新」という表現も用いられている。

高祖鄴宮に在り、之が爲に舉哀す。時に百度唯新、青州佐吏爲にざる所を疑ふ。（『魏書』卷三十三 公孫邃傳／『北史』卷二十七も同文）

『魏書』『北史』とも「唯新」に作るが、「惟新」と「唯新」は『魏書』の中でも通用している例が見られるので、同じ表現であるとしていいであろう。⁸⁾

孝明帝の熙平二（五一七）年に社稷の配祀について、元雍・元懌・元懷・元澄・胡國珍・崔光らの聯名の議として、「仰ぎて惟ふに世祖太武皇帝神武もて業を纂ぎ、克く禍亂を清め、徳は生民を濟ひ、功は四海に加ふるを以て、宜しく南郊に配すべし。高祖孝文皇帝大聖もて期を膺け、魏道を惟新し、刑措き殘に勝ち、功は天地に同じくす。宜しく明堂に配すべし」と。（『魏書』卷一百八之二 禮志二 祭祀下）

ここでは太武帝と孝文帝の二帝を祀る理由が擧げられており、孝文帝についてはその事跡を表すのに「惟新魏道」という語が用いられている。ほぼ同時期と思われる張普惠の傳では、孝文帝期に存在し、後に廢止された綿麻の調を再度復活させようとする尙書の上奏に、

「伏して尙書の綿麻の調を復し、先皇の軌を尊ぶを奏するを聞き、夙宵惟れ度り、忻戦交も集ふ。何者、高祖の舊典を復するを聞くは、惟新を忻ぶ所以にして、俱に復すべくして復せざるは、違法を戦るる所以なり」。（『魏書』卷七十八 張普惠傳）

と反對し、その文中で孝文帝期の法令である「舊典」に戻すことを「惟新」の語で表現している。同様に、孝武帝の永熙

二(五三三)年に長孫稚・祖瑩が行った上表では、北魏の儀禮を振り返り、

「太祖道武皇帝 圖に應じ命を受け、四海に光宅し、義は天經に合し、徳は地緯に符ふ。九戎薦擧するも、五禮未だ詳らかならず。太宗・世祖輝を重ね耀を累ね、恭宗・顯祖丕基を誕隆す。而るに猶ほ四方を經營し、制作に遑あらず。

高祖孝文皇帝 太平の緒を承け、無爲の運を纂ぎ、帝圖既に遠く、王度惟新す。太和中 故中書監高閏に命じて古樂を草創せしむるも、閏尋いで世を去り、未だ其の功を就なさず」と。(『魏書』卷一百九 樂志)

歴代皇帝の事績を並べる中で、孝文帝の改革について「王度惟新」と表記している。また、東魏の孝靜帝が即位したばかりの天平元(五三四)年、洛陽から鄴へ遷都する際の詔にも、

高祖孝文皇帝式りて乾象を觀、俯して人謀に協ひ、武州より發し、嵩縣に來幸す。魏は舊國と雖も、其の命惟れ新たなり。(『魏書』卷十二 孝靜帝紀)

ここでも洛陽遷都を含めた孝文帝の事跡に「惟新」の語を使っている。この孝靜帝の詔敕は、『詩經』大雅 文王の「文王在上、於昭于天。周雖舊邦、其命維新」にもとづいている。日本における「明治維新」と同じ出典である。『魏書』では「惟」が、『詩經』では「維」の字が用いられているが、これについては『禮記』大學や『孟子』滕文公上の、『詩經』を引いた部分では、「惟新」となっており、經典の中でも通用されている。

これら「唯新」「惟新」の用例は、いずれも孝文帝没後の詔敕・上奏、あるいは『魏書』の地の文で用いられていた。他の事例のように孝文帝期の詔敕・上奏では見られないという特徴がある。

『魏書』の編者である北齊の魏收は「史臣曰」の文章の中で、

太祖運に撫したがひ時に乘じ、王業を奄開す。世祖武功を以て海内を一にし、高祖文徳を以て天下を革む。世宗の後、政道頗る虧く。(『魏書』卷七十四 爾朱榮傳 史臣曰條)

と北魏の歴史を振り返っている。この文章でも世祖太武帝の功績を「以武功一海内」と高祖孝文帝の「以文徳革天下」を

對比させている。これは『禮記』祭法にある「文王以文治、武王以武功」を下敷きにしてしていると考えられ、孝文帝を周の文王になぞらえた表現になっている。

このように孝文帝が周代を理想としていたことは、

高祖朝臣を引見し、之に詔して曰く「卿等魏朝をして美を殷・周に齊くせしめんと欲するや、漢晉をして獨り上代に擅にせしめんと爲すや」と。禧曰く「陛下聖明にして運を御し、實に前王を邁迹するを願ふ」と。高祖曰く「若し然らば、將に何事を以て之を致さんとするや。爲に身を修め俗を改めんとを欲するか、爲に仍ほ前事に染まらんと欲するか」。禧對へて曰く「宜しく應に舊を改め、以て日新の美を成すべし」と。（『魏書』卷二一上 咸陽王禧傳）

のように、朝臣に政策の實踐を求める問答からも見る事ができる。ここで孝文帝は、自身の政策が、北魏を殷・周と等しくすることを目指すものと述べている。

以上で見えてきたように、孝文帝自身は周代を理想とする政治を行い、孝明帝や魏收の筆致も、孝文帝の政策を周代の理想とされる政治に比している。『魏書』では孝文帝親政期の諸政策について、同時代の人々は「革變」「風俗」「惟新」「創改」等の語を用い、あるいはこれらの文字を組み合わせて表現している。これらの表現の多くは、儒教の典籍に由来しており、孝文帝以降の北朝で『周禮』が重視されてゆく思想的風潮と合致している。

つまり、北朝では孝文帝の政策は「華夷」や「胡漢」の問題とはとらえられておらず、儒教經典に理想として描かれた殷・周の政治への「復古」ととらえていたといえよう。

なお、これはあくまで北朝内部の認識であり、敵對していた南朝では胡と華の問題が取り上げられている。

佛狸已來、稍や華典に僭へ、胡風國俗、雜り相ひ揉亂す。宏談義を知り、屬文を解し、輕果にして遠略有り。（『南齊書』卷五十七 魏虜傳）

佛狸とは南朝における太武帝の呼稱であり、宏は孝文帝の名である。太武帝以降の北魏が華典と胡風の入り混じるもの

であったが、孝文帝が談義・屬文に秀でた君主であったことを述べている。南朝は北朝を指して索虜・魏虜と呼び、南朝と北朝の差を華と夷の差であると見なしていた。北朝もまた、南朝を島夷と見下し、互いに国内的には相手を蔑稱で呼び合っていた^⑩。南北朝を統一した隋は北朝から出ているため、このような北朝を夷狄とみなす立場は隋唐の公式的な見解にはなりえなかったと考えられる。そこで、次に唐代以降、孝文帝の政策がどのように呼ばれ、どのように評價されていたかを見てみたい。

二 近代以前における孝文帝の政策の評価

隋唐時代の史料は、孝文帝の政策にほとんど言及していない。北朝にルーツをもつ隋唐時代にも、おそらくは北朝と大きく變わらない評價が残っていたのではないかと考えられる。

ただし、唐の後半期に入ると、孝文帝の政策を殷・周時代への復古とする見解とは異なる表現が現れる。

魏氏 其の暴強を恣にし、此の中夏を虐げ、斬伐の地、雞犬餘なし。士女を驅りて肉籬と爲し、之を戕殺に委ね、衣冠を指して芻狗と爲し、其の屠刈を逞にす。種落繁熾、歷年滋又多し。此くして之に帝たれば、則ち天下の士、海を蹈みて死する有り。天下の人、山に登りて餓うる有り。其の粟を食みて其の朝に立つに忍びんや。孝文に至り、始めて夏を用いて夷を變じ、姓を易へ法を更むるも、將に及ぶ無からんとす。且つ授受するに所無く、之れを何と謂はんや。(皇甫湜「東晉元魏正閏論」〔皇甫持正集〕卷二)

牛李の黨争で牛派の一人として知られ、韓愈の弟子でもある皇甫湜は、南北朝の正閏を論じた文章の中で、北魏を閏とし、南朝梁から北周をへて隋に至る繼承を正統とした。彼は北魏の風俗を野蠻なものとみなし、孝文帝の政策を「用夏變夷」という言葉で表現している。

「用夏變夷」という言葉は、『孟子』滕文公上の「吾聞用夏變夷者、未聞變於夷者也」を出典としている。「夷が夏(華)

によって變わることがあつても、華が夷によつて變わるということは聞いたことがない」という『孟子』の文章は、南方の楚の風習を蠻夷と見下した文脈にあり、『孟子』のもつ華夷思想が端的に表れている部分である。

南北朝時代では、南朝の記録には「胡が華を眞似ている」という評價があつたにしても、孝文帝の資質は肯定的に描寫されていた。しかし、皇甫湜の文章は孝文帝の政策は不十分であつたとされ、否定的な評價が下されている。この皇甫湜によつて示された孝文帝の政策が、周代への復古ではなく、夷を華へと變えたという文化的な「用夏變夷」であるという立場は、宋代にも引き繼がれ、やがて孝文帝の政策を指す常套句として定着していく。¹¹以下では「用夏變夷」の語がどのように一般化していき、いつまで使われていたのかを確認したい。

五代十國の一つ、後周の禪讓をうけて成立した宋では、王朝の正統性について多くの議論がなされている。『新五代史』・『新唐書』の編者である歐陽修は「正統論」を著し、その中で南北朝正閏論について南朝を正統とする立場から、北魏を正統とする立場の人々の主張を以下のように記述している。

七世孝文に至り、夷を去り華に即き、姓を易え都を建て、遂に天下の亂を定む。然る後、禮樂を修め、制度を興して之を文る。¹²其の漸積の基を考うるに、其の道德三代に及ばずと雖も、其の功を爲すこと何ぞ王者の興に異ならんや。
 (『歐陽文忠公集』卷一六 正統論下)

歐陽修はこの説に對して、五胡十六國時代に華北を統一した前秦の苻堅を引き合いに出し、「魏なる者は纔に苻堅より優れたるのみ。豈に能く正統を干さんや」として、北魏の正統性を否定している。歐陽修は批判的に引いているとはいえ、北宋期には孝文帝の政策が「夷を去り華に即く」ものであつたと認識されていたことがうかがえる。¹³

同様に北宋代に編纂された司馬光『資治通鑑』は周から五代までの歴史を記述した、當時における通史であつた。南北朝時代の記述をみると、南朝を正統とする立場で書かれているものの、南北朝の正史に忠實な記述に徹しており、北朝を夷狄と斷じる記述は多くない。¹⁴しかし、司馬光は別の文章で北魏孝文帝を取り上げて、以下のように述べている。

昔秦 井田を廢して民愁怨し、王莽 井田を復して民亦た愁怨す。趙武靈王 華俗を變へて胡服に效ふも、羣下悦ばず、後魏孝文帝 胡服を變へて華俗に效ふも、羣下亦た悦ばず。此に由りて之を觀るに、世俗の情の習ふ所に安んじ、未だ見ざる所に駭くは、固より其の常なり。(『溫國文正司馬公文集』卷二十二 謹習疏)

民は保守的で變化を嫌うという論旨のなかで、「胡服騎射」で知られる戰國・趙の武靈王と北魏の孝文帝を並べ、民の望まない變化の中に胡と華を擧げている。『資治通鑑』も南朝を正統とする立場から書かれており、北朝を胡であり僭稱と見なしている點で、皇甫湜と同じ史觀に立っているといえよう。⁽¹⁴⁾

司馬光のような孝文帝の政策は中華によって胡族を變化させるものであった、という評價は南宋に入るとさらに顯著になる。南宋の洪邁は『容齋隨筆』の中で、

魏孝文帝より洛に遷り、大いに胡俗を革めんと欲す。既に自ら拓跋を改め元氏と爲して、諸功臣・舊族の代より來る者、姓或ひは重複するを以て皆な之を改めしむ。(『容齋三筆』卷三 元魏改功臣姓氏)

と述べ、一見すると南北朝期によくみられる「風俗」「革變」に通じる語を用いているが、北朝の史書では使用されていなかった「胡俗」の語をも用いている。⁽¹⁵⁾

朱子が『資治通鑑綱目』を著し、大義名分論を唱えて以降、このような傾向は一層顯著になる。『通鑑綱目』の注釋書の一つである、尹起莘『資治通鑑綱目發明』では、

魏本胡人にして能く其の胡俗を改む。後世乃ち中國の人にして、胡語・胡服もて其の武勇に效はんと欲するが若き者有り。愧恥を知らざることを甚しきと謂ふべし。『綱目』前に魏の胡服を禁ずるを書し、此に魏の胡語を禁ずるを書す。皆な之に予するの詞なり。嗚呼、用夏變夷、臣魏文に於いて之を見る。(清) 宋瑩等編『御批資治通鑑綱目』卷二八

所引(南宋) 尹起莘『資治通鑑綱目發明』

と、孝文帝の胡服・胡語の禁止によって「胡」が「中國の人」となったことを肯定的に評價し、逆に中國の人が胡服・胡

語を真似ることを批判している。

このように、南宋までに孝文帝の政策を胡・夷と華の問題としてとらえる評價が成立していたが、南宋以前は、「用夏變夷」が定型句として用いられていたわけではない。その後、朱子學が支配的な思想となっていくにしたがって、「用夏變夷」という熟語が、孝文帝の諸政策を代表する言葉として定着していく。

胡三省は南宋末から元初期にかけての人物であり、『資治通鑑』に注を附けたことで知られるが、彼が孝文帝についての記事に附けた注では、

帝曰く「朕入城し車上の婦人を見るに、猶ほ帽を戴き小襖を着る（胡注…此れ代北の婦人の服なり。乗車の婦人は、皆な貴臣の家なり。著陟略の翻。襖鳥浩の翻。袂衣なり）、何ぞ日に新たと謂はんや」と。對へて曰く「著る者少くなく、著ざる者多し」と。帝曰く「任城此れ何の言ぞや。必ず滿城をして盡く著しめんと欲するや」と。澄留守官と皆な冠を免^ぬぎて謝す。（胡注…史言ふ魏主は用夏變夷に汲汲たり）。〔『資治通鑑』卷一四二 南齊・永元元（四九九）年 胡三省注〕

帝（孝文帝）が留守の官であった任城王澄らに政策の不徹底を責めている記事である。胡三省は原文では「史言魏主汲汲於用夏變夷」と注記し、「汲汲」の後ろにわざわざ「於」の字を置いていることから、「用夏變夷」を動詞ではなく一つの用語として使用していると讀める。

同様に孝文帝の政策を「用夏變夷」と呼んでいる事例は、『資治通鑑』胡注の中に數多く見られ、北魏建國以前の拓跋氏の歴史について書かれた部分では、

代王什翼犍 其の大人長孫秩を遣はし婦を燕に迎ふ。（胡注…拓跋鄰の統國するや、次兄を以て拔拔氏と爲す。厥の後 孝文帝夏を用いて夷を變じ、改めて長孫氏と爲す。史華言を以て其の後に改むる所の姓を書す。）（司馬光『資治通鑑』卷九七 晉・建元二（三七七）年）

という注が附けられており、東晉の隆安三（三九九）年、太武帝が國內に書籍を搜索させたという記事に附した注では、

〔拓跋〕珪博士李先に問ひて曰く「天下 何物の最も善く、以て人の神智を益すべきか」と。對へて曰く「書籍に若くは莫し」と。珪曰く「書籍凡そ幾何か有る、如何に集む可きか」と。對へて曰く「書契より以來、世滋よ益す有り、以て今に至り、勝げて計るべからず。苟くも人主の好む所、何ぞ集まらざるを憂へん」と。珪之に従ひ、郡縣に命じて大いに書籍を求め、悉く平城に送らしむ。(胡注…魏主珪の崇文此くの如し。而れども魏の儒風は涼州を平ぐるの後に及びて始めて振ふ。蓋し代北 右武を以て俗と爲し、其の君文を尙ぶと雖も、未だ回^かへす能はざるなり。嗚呼、平涼の後、儒風振ふと雖も、北人の胡服 孝文遷洛の時に至るも、未だ盡くは改めざるなり。用夏變夷の難きこと是の如きか。)(同卷一一一 晉隆安三年 (三九九))

と北魏の儒風の受容を「用夏變夷」という言葉で總括している。これ以外にも、

四年春正月癸亥朔、魏高祖朝會し、始めて袞冕を服す。(胡注…史言ふ魏孝文の用夏變夷なり。)(同卷一三六 齊・永明四 (四八六) 年)

代都の舊制を用ひ、黑氈を以て七人を蒙^おう。(高)歡其の一に居る。帝氈上に於いて西に向ひ天を拜して畢り、太極殿に入御す。(胡注…魏孝文帝の用夏變夷より、宣武孝明の即位、皆な漢魏の制を用ふ。今復た夷禮を用ふ。)(同卷一五五 梁・中大通四 (五三二) 年)

このように胡三省は孝文帝の時代に限らず、北魏の制度・風習に關する箇所で頻繁に孝文帝を引き合いに出し、それを常に「用夏變夷」の四文字で表している。司馬光や洪邁の時代には、まだ完全に熟語として用いられていなかった。胡三省が『資治通鑑』に注をつけるに際し、先行する『資治通鑑綱目』や、その注釋書を參照しなかつたとは考えにくく、尹起莘が用いていた「用夏變夷」の語が繼承されていると考えられる。

元初の官僚・文人であり世祖(フビライ)に仕え、後に南宋に使いして抑留された郝經は上奏文で以下のように記している。

世祖自ら將いて宋を攻めんとし、兵を會め江を渡り鄂州を圍む。憲宗の崩ずるを聞き、諸將の屬を召して議せしむ。
 (郝) 經議を進めて曰く「……魏孝文に至りては、文・武・高・光に逮ばずと雖も、洛陽に遷都するに、干なを總りて
 罪を問ひ、辭順にして返る。齊人侵軼するや、之に報いるに兵を以てし、喪を聞きて還る。進退禮を以てし、師徒を
 隕はず、卒に龍德を全うし、用夏變夷の賢主と爲る。亦た其の次なり」と。(元) 蘇天爵編『國朝文類』卷一三 郝經
 「班師議」

この文章は、南宋遠征中の世祖が、兄である憲宗(モンケ)の死を聞き、臣下にモンゴル高原に引き返すべきかを問う
 ている場面での上奏である。胡三省と同時期の人物である郝經もまた、孝文帝の政策に對して「用夏變夷」の語を用いて
 いる。

「明初に宋濂らが編纂した『元史』では、元の世祖について以下のように評している。

世祖度量弘廣にして、人を知りて善く任使し、儒術を信用し、用て能く以夏變夷し、經を立て紀を陳べ、一代の制を
 爲す所以の者は、規模宏遠なり。(『元史』卷十七 世祖本紀十四 論贊)

世祖を夷でありながら夏に變じたと評價しており、宋代にすでに北魏孝文帝に對して存在した「用夏變夷」という評價
 を、同じ非漢族の君主である世祖にも適用したとみることができ。

このように、宋代以降、孝文帝の政策を夷・胡から華への變化であるとする史觀が廣く普及し、その表現として「用夏
 變夷」の語が用いられていた。明代の人々が「用夏變夷」という語を用いていたことは、顧炎武『日知錄』に以下のよう
 な文章があることから知れる。

洪武元年より、詔して胡服、胡語、胡姓の一切を禁止す。今呼姓の本呼延、乞姓の本乞伏有るが如きは、皆な明初
 に改む。而して竝びに中國自ら有する所の複姓を并せて、皆な其の一字を去る。氏族の紊、此より甚しきは莫し。
 ……然る所以の者は、蓋し儒臣の無學に因り、魏孝文の代北の姓を改むるに、一一之が條理を爲して、其の人の自ら

爲す所を聽すが如くする能はざるなり。……當日の君子は徒らに用夏變夷の言を誦ふるも、類族辨物の道無し。(顧炎武『日知錄』卷二十三 二字姓改一字)

顧炎武は洪武元年に行われた胡服・胡語・胡姓の禁止を北魏孝文帝が行った同様の政策と比較し、明初に行われた胡姓の禁止が機械的に二文字姓を一文字に變えた結果、中國に古來より存在した複姓まで消し去ってしまったことを「儒臣の無學」と批判している。胡姓を禁じたことに對して、「當日の君子は徒らに「用夏變夷」の言を誦」えたと批判する文章からは、明初の洪武帝やその側近が、元の遺風を刷新するため、さかんに「用夏變夷」のスローガンを用いていたことを見て取れる。

顧炎武は同書の別の部分でも孝文帝の政策を「用夏變夷」と呼んでいる。

後魏初めて中原を定むるや、軍容號令は皆な本國の語なり。後に華俗に染まり、多く通ずる能はず、故に其の本言を録して相ひ傳へ教習し、之を國語と謂ふ。孝文帝侯伏侯可悉陵に命じ國語を以て『孝經』の旨を譯し、國人に教へしむ。之を『國語孝經』と謂ふ。……(中略)……孝文は用夏變夷の主、齊神武も亦た英雄にして大略有る者なり。

(『日知錄』卷二十九 國語)

このように、明代以降も、孝文帝の政策は「用夏變夷」の語によって表現され、華夷の問題としてとらえられていた。顧炎武は孝文帝の政策を高く評價しているが、これは明代の知識人の間でも同様であった。¹⁶⁾ 明景泰年間の進士である何喬新は孝文帝について、

魏孝文・金世宗 皆な北方の賢君なり。其の爲治の迹を考うるに、蓋し漢文帝・宋仁宗の流、景帝・眞宗殆ど愧づる有り。孝文 漢法に遵ひ胡俗を變へ、民を愛し士を好み、禮を制し文を崇び、其の材畧は世宗に優る。(何喬新『椒丘文集』卷六 金主雍卒)

と述べ、北魏孝文帝と金の世宗の得失を述べる中で、孝文帝が「漢の法に遵い代の俗を變え」たことを高く評價している。

何喬新と同時代の程敏政も、

然るに北魏孝文帝、乃ち英年を以て萬幾に臨御し、古制を斟酌し之を力行す。且つ親ら黜陟の柄を操り、人言に察察たらずして、専ら輔相の臣を責め、庶位に屑屑たらずして、尤も爲治の體を得。後世稱して賢君と爲す。(程敏政『篋

墩集』卷五 魏主考績黜陟百官)

と述べ、親政を行つた孝文帝に對して賢君という評價を與へている。孝文帝と元の世祖がともに「用夏變夷」の君主として評價されている事例があるように、明代から清代にかけて、孝文帝は夷狄の習俗を中華の習俗に變えた君主として、高い評價を得ていたといえる。明末清初の顧炎武も含め、明代から清初にかけての孝文帝は(一)「用夏變夷」という語で政策を表現され、(二)諸政策を善政として高く評價されていた。これは、宋代に司馬光が民の支持を得られなかつた政策として趙の武靈王と孝文帝を並べたことや、胡三省が孝文帝を評して「用夏變夷に汲汲たり」と批判的な注を附けていたのとは對照的である。

孝文帝の政策に對する毀譽褒貶は、時代によつて浮き沈みが非常に大きく、乾隆年間以降になると評價が再び逆轉する。清代の考證學者である趙翼は孝文帝の政策を評して、

魏孝文帝 國俗の上世の陋に沿ふを以て、洛に遷り以て舊風を變へんと欲す……(中略)……蓋し帝文學に優れ、本俗の陋を惡み、華風を以て之を變へんと欲し、故に此の舉を爲すを憚らざるなり。然るに國勢の衰、實に此に始む。一傳して宣武、再傳して孝明、而して鼎祚移れり。蓋し徒らに文治を興し以て古の帝王に比せんと欲し、武事の已に漸く弛むを知らざるなり。(趙翼『廿二史劄記』卷十四 魏孝文遷洛)

見るべし 帝文學に深く、才藻天成、自ら諱む能はざる者有り。亦た才人の習氣と雖も、然るに聰睿固より及ぶべからざる已み。其の遷洛に急たりて、國俗を變へ、華風を習はんと欲するは、蓋し性靈に發して自ら止まざるなり。

(同 魏孝文帝文學)

と述べており、孝文帝が文學に優れ、才能のある人物であったことは認めるものの、舊來の北魏の風俗を中華のものに變えようとした政策が、國家を衰えさせる原因を作ったものであると厳しい評價を下している。

また、清の乾隆年間に編纂された四庫全書所收の郝經『陵川集』卷三十二には、先に擧げた「班師議」が収録されているが、「用夏變夷の賢主と爲る」の部分が「右文復古の賢主と爲る」と表記されている。また、前出の何喬新『椒丘文集』「金主雍卒」の「孝文 漢法に違ひ胡俗を變へ」も、殿本では「孝文 漢法に違ひ代俗を變へ」と書き換えられている。清代中期には滿洲族によって建國された清を胡・夷とすることが禁じられたため、「用夏變夷」や「胡俗」のような、鮮卑族の建國した北魏を胡・夷とする語は見られなくなる。

道光年間になると、孝文帝の政策は再び「用夏變夷」の語で表され、

元魏は朔漠より崛起し、中原を奄有す。高祖賢明、洛土に卜宅し、文物を聲明し、夏を用ひ夷を變ず。（吳若準『洛陽伽藍記集證』序（一八二三））

といった用例がみられるように、長らく用いられていたことがうかがえる。「用夏變夷」の最も時代の下った用例としては、一九四四年に刊行された陳寅恪『隋唐制度淵源略論考』が擧げられる。

寅恪案…魏孝文帝之欲用夏變夷久矣、在王肅未北奔之前亦已有所興革。（陳寅恪『隋唐制度淵源略論考』（三聯書店、二〇〇一）（初出、中央研究院歷史語言研究所、一九四四）一五頁）

孝文帝用夏變夷改革車服羽儀諸制度、悉令韶典之。（同 四六頁）

ただし、陳寅恪は作中で「漢化政策」の語も併用している。

夫拓跋部族自道武帝入居中原、逐漸漢化、至孝文帝遷都洛陽後、其漢化之程度雖較前愈深、然孝文之所施爲、實亦不過代表此歷代進行之途徑、益加速加甚而已。在孝文同時、其鮮卑舊族如穆泰等（見魏書貳柒、北史貳拾穆崇傳）其對於漢化政策固不同意、即孝文親子如廢太子恂（見魏書貳貳、北史壹玖廢太子恂傳）亦「謀召牧馬、輕騎奔代」、則鮮卑族對

漢化政策反抗力之強大、略可窺見……（四七一—四八頁）

この「漢化政策」の用例は現代の用例とほぼ同じである。陳寅恪は「用夏變夷」と「漢化政策」を併用しており、兩者の用法・意味に大きな差は見いだせない。少なくとも陳寅恪が『隋唐制度淵源略論考』を執筆した一九四〇年代でも、「用夏變夷」という語がある程度の一般性を持っていたとみても良いのではないのだろうか。

宋末から中華民國までの長い期間にわたって、孝文帝の諸政策は「用夏變夷」という言葉によって表現されてきた。孟子の華夷思想に基づくこの言葉は、孝文帝の政策が夷狄に對する中華の優越を示す事例として把握されていたことを示している。元を北に逐うことで成立した明では、朱子學の影響もあり、華夷を區別することに熱心であった。北魏孝文帝の事例は、夷狄が中華を受け入れ、自ら變化した事例として認識されていた。その毀譽褒貶については、時代によって異なることはあっても、一貫して南北朝時代のような復古的な政策とみなされることはなかった。

しかし、現在では「用夏變夷」という儒教的な華夷思想に立脚した用語が使われることはほとんどない。冒頭で述べたように、多くの書籍では「漢化」という、胡族・漢族の民族的な二項對立を前提とする語が用いられている。では、いつ、どこから、現在用いられている「漢化」の語が生まれたのであろうか。

三 近代における「漢化政策」の創出

これまで見てきたように、前近代の中國では孝文帝の政策を指す用語として「用夏變夷」という語が存在していた。この語は『孟子』の華夷秩序を強調する文章を典故としており、文化的な華と夷を問題にしていた。少なくとも第二次大戦中まで、孝文帝の政策に對して「用夏變夷」という語を當てる用例は確認できる。しかし、それと同時に、一九四四年には「漢化政策」という語が使用されており、その初出はさらに遡ると豫想される。

一方で、日本の用例を考えると、近代的な中國通史の嚆矢とされる那珂通世『支那通史』では、孝文帝の政策を以下の

ように記述している。

帝は國俗の陋を惡み、都を遷して以つて舊風を變せんと欲す。……（中略）……蓋し帝は文學に優れ、深く華風を慕ひ、文治を興し以つて隆を三代に比せんと欲す。故に恒北に僻處するを欲せざるなり。然れども南遷の後、武事漸く弛み、俗紛華に趨る。國勢の衰ふるは、實に此に始まる。（那珂通世著・和田清譯『支那通史』（岩波書店、一九三九、原著

『支那通史』（中央堂、一八九〇） 卷之三 第三篇南北朝 第三章魏孝文帝治を尙ぶ¹⁷

この那珂の文章は明らかに前出の趙翼『廿二史劄記』魏孝文遷洛の文章をなぞっている。

那珂通世は、一八九四年に中等教育における歴史科の一科目として「東洋史」科目を提唱した人物として知られる。それ以前、一八八二年に東京大學では古典講習科を設置し、中國史を研究する部門があったが、これは二年で廢止されている。東京帝國大學で中國史を專攻する學科（漢學科史部）が常設されるのは一八九八年のことであり、一九〇四年になって漢學科史部が支那史學科に再編され、一九一〇年、ようやく東洋史學科が成立する。

一方、京都では一九〇六年に文科大學が設置されると、一九〇七年には東洋史學科を獨立させている。¹⁸ 初期の中國史研究を擔った研究者のうち、市村瓚次郎、瀧川龜太郎（賁言）らは古典講習科の出身、狩野直喜、桑原隲藏、中村久四郎らは漢學科の出身である。これら古典講習科・漢學科出身者以外では白鳥庫吉が東京帝國大學史學科（西洋史）の出身であり、内藤湖南はジャーナリストから京都大學東洋史講座の講師となっている。日本における初期の東洋學者たちの著作で、孝文帝の政策がどのように記述されているかを確認していくこととしたい。

市村瓚次郎・瀧川龜太郎は共著において、

帝性讀書を好みて先聖の政を慕ひ……（中略）……時に魏の勢は極めて盛んなりきと雖、剽悍勇武の風漸く消して暗に他日の衰を兆せり。（市村瓚次郎・瀧川龜太郎『支那史』（吉川半七、一八九二）卷三 第四章 北朝の沿革 第一節 後魏の盛衰 四四頁）

と孝文帝の諸政策を列擧した後に、それが北魏滅亡の遠因となったことを述べており、これも『廿二史劄記』の記述と大きく離れていない。學生向けの教科書として書かれた文章として、桑原隲藏は、

後魏の孝文帝大に國風を改む 後魏は本夷狄より起り、刑罰濫にして文物備らず。明元・太武兩帝の時、崔浩に命じて、律令を定め、制度を建てしめしと雖ども、尙ホ缺點多かりしを、孝文帝の時に至り、専ら漢人の儒者を任用し、先王の禮制を舉行し、百般の文物該備す。帝又其國俗の鄙陋を惡み、之を革めんが爲に、左の方法を行ふ。……(中略)……然れども功臣、舊族多く國風を慕ひ、新制を悅ばずして、或は反を謀る者あり。加之是より華侈柔弱の風行はれ、國勢衰微の兆見はる。(桑原隲藏『中等東洋史』(大日本圖書、一八九八、一七〇頁))

と記述しており、桑原と同時期に漢學科で中國史を學んでいた中村久四郎は、

孝文帝は魏王朝の傑出した君主である。帝は鮮卑國俗の野蠻なるを厭ひ、又從來の國都平城(山西省北部)は、用武の地にして興文の處にあらずとし……(中略)……諸王族元老及び保守的國人は、無論斯の如き改俗新政を悅ばず、少なくとも南遷を樂む心と北方の舊土を慕ふ心とは相半ばし、寧ろ情に於いては舊土を戀ひしく思ふ者が少なくなくかつた。……(中略)……蓋し帝は天性支那文學に長じ、之を悅慕崇好する極、其國俗の陋を卑しき、所謂中華の文明を以て之を改新し、文治を興して、以て其隆盛を三代(夏、殷、周)の理想的聖人の世に比せんと欲したものである。

然れども南遷以後は、文學を尊ぶに過ぎしより武事漸く廢れ、風俗華奢となり、國勢漸く衰へた。(中村久四郎『東洋史講座第二期』(國史講習會、一九二六))

と記述している。これらの文章も大筋において前の二例と同様に、趙翼『廿二史劄記』に準じたものとなっている。これら東洋史學の最初期に著された中國通史は、『廿二史劄記』をベースとしながらも、桑原は北魏の出自を「夷狄」、國俗を「鄙陋」と記し、中村は「中華の文明を以て之を改新」と述べるなど、夷狄から中華への變化であるとする見方に立って

いる一方、いずれの記述でも孝文帝の諸政策の意圖を「三代に比す」「先聖の政を慕う」「其隆盛を三代（夏、殷、周）の理想的聖人の世に比す」のように復古政策として認識している。同時に、「舊風を變ぜんと欲す」「之（國俗）を革めん」といった第一節で孝文帝と同時代に用いられていた言い回しに類似する用語が使われている。すなわち、日本においては、孝文帝の政策に對して正史の記述に即した表現を用いて復古であるという認識と、「用夏變夷」の語は用いられていないものの、夷から華への變化であるとする宋代以降の認識が混在していた。同時に、政策の評価についてはほとんどが清の趙翼の否定的な評價を繼承している。

桑原・中村はそれぞれ、孝文帝の政策について「新制」「改俗新政」という言葉を用いている。この表現は近代以前の著作からは見られないものであったが、現代まで使い続けられているものでもない。少なくとも、初期の東洋史學の研究者の中で「漢化」という言葉が使われている形跡は見られない。

一九二〇年代後半に、漢化に先立ち、孝文帝の改革を「支那化」とする表現が現れている。

それについては五世紀の後半時代に有名な孝文帝と云ふのが出まして……一々詳細にその有様を申上げる邊はないが、要するに魏では支那の文明を取入れてすつかり支那化してしまつたのである。（羽田亨「支那の北族諸族と漢文明」〔支那〕十九卷十號、一九二八〔羽田博士史學論文集〕上卷、一九五七、同朋舎 所收）

羽田亨のこの文章は講演の書き起こしではあるものの、孝文帝の改革が「支那化」をもたらしたという記述の初期のものである。一方で、漢化政策の語が初めて現れるのは、一九三〇年代になってからである。日本における魏晉南北朝時代の最初の通史として知られる岡崎文夫の『魏晉南北朝通史』では、

高祖孝文帝に至り、洛陽に遷都し且急激なる蠻俗漢化政策を行つた。内編既に述べた如く、此等の兩大事は共に高祖の獨斷に出で、隨つて其詳細な理由は不明であるが、恐らく代都に於ては蠻漢の夥しき人口を養ふに足らなかつた點に遷都の重なる原因存し、又淳朴なりし部人が次第に奢侈淫蕩の風に染みたる爲め、之を漢族の禮文によつて霸束せ

しめんが爲めに漢化政策が採用せられたものと思ふ。(岡崎文夫『魏晉南北朝通史』(弘文堂書房、一九三二) 外編第三章 北朝の文明 六五四頁)

と記しており、明確に漢化政策の語を用いている。岡崎の著書は現在でも魏晉南北朝史研究の基礎的な研究書として参照されており、孝文帝の諸政策を「漢化政策」と呼ぶのはこの書の影響が大きいのではないかと考えられる。¹⁹⁾ただ、岡崎の通史が刊行されたことにより「漢化政策」という呼称が一般的になったと断断することは難しい。例えば市村瓊次郎の中國史研究の集大成である『東洋史統』では、

而してこの遷都は鮮卑の民族をして一層支那化せしむるに與つて力あつたと思ふ……(中略)……兎に角、孝文帝は支那の文化・學藝を尙び、儒教の主義に基いて諸般の改革をなし、鮮卑固有の風俗は勿論、言語をも改めんと企てたのである。……(中略)……これを要するに支那を統一するには、先づその民族文化を漢族文化の程度にまで進める必要を感じて、この革新を斷行したものと見なければならぬ。かく觀察すると孝文帝の革新政治は必ずしも無意味のものではなかつた。(市村瓊次郎『東洋史統』卷一中世篇(中)第四章第一節(富山房、一九三九)七八〇～七八三頁)

と述べられており、桑原・中村の表現に類似する革新政治という用語で表現する反面、「漢化政策」の語を用いてはいない。同時期に白鳥庫吉も次のような文章を著している。

魏はかくの如く北支那を統一して南北に力を加へたが、支那文化を尊んで、固有の風俗を卑しめ、鮮卑語の使用を禁じて支那人との相婚を奨励し、更に儒教・道教・佛教等の宗教を代る代る奉信したため、次第に遊牧民の特質たる慍悍武勇の氣風を失つて柔弱となり、やがて東西に分裂して互に抗争し、滅亡するに至つた。一體支那内地を占領した北狄は魏に限らずいづれも支那文化に惑溺して或ひは固有の習俗を以て胡風となし、或ひはその言語を以て胡語となし、これを蔑視放棄するを習慣としたが、これが常にその侵入民族をして文弱ならしめ、やがて滅亡せしめる原因をなしたもので、魏の場合はその最も顯著な例であるに過ぎない。(白鳥庫吉「アジア史論」(白鳥庫吉全集)第八卷、岩波

書店、一九六〇所収）一八六頁、初出『アジア問題講座』第七卷、創元社、一九四〇）

この文章では他の箇所ですっかり支那化して柔懦となつてしまふ（同頁）という記述もあり、白鳥の書き方は羽田と同じく「支那化」で統一されている。この表記に關しては、日本は一九一一年に中華民國が成立した後も、外交文書では一貫して「支那共和國」の用語を用いており、「中華」「中國」という言葉の持つ大中華主義のにおいを嫌い、日本ではそれに對する反撥として「支那化」の語が常用されていた。⁽²⁰⁾

一方で、「漢化政策」の語が用いられている事例としては、

ついで高祖孝文帝は太和十八年（四九四年）都を洛陽に遷し、徹底した漢化政策をとるに至つた。孝文帝の洛陽遷都は、魏の有となつた黄河以南の廣大な領土保全に便利であるといふやうな實質的理由にも依るであらうが、直接の動機は、寧ろ矢張り異常な漢文化愛好者であつた孝文帝個人の欲求に出たものと見るべきであらう。（東亞研究所編『異

民族の支那統治史』第一章第六節 漢化政策と衰亡（一九四四）三〇～三一頁）

『異民族の支那統治史』は中村治兵衛と沼田軻雄の共著であるが、「例言」に擔當者が明記されており、引用部分の中村の手によるものである。また、年代と編者から推測されるように、第二次世界大戦末期、日中戦争が長期化していた中で、中國支配を安定させる目的で編まれた書籍である。この書では北魏の特色として、「漢化政策」「同化（漢化）政策」の二通りの記述を用いており、北魏が過度の「同化」を行ったことで衰退したと結論附けている。先に見た白鳥庫吉もまた、「支那化」について、「柔弱」「惑溺」「文弱」などの表現を用いており、「支那化」に對して否定的な評價を下していた。

以上見てきたように、「漢化政策」の語は、「支那化」と併用されつつ一九三〇年代以降に使用されるようになった。これを岡崎の發明と見るには證據が足りないが、現在まで「漢化政策」が用いられている理由の一つが、岡崎の著書にあるとしても無理はないであらう。また、日中戦争で占領地の支配に苦慮していた日本にとって、北魏の「漢化」「同化」と衰退という問題は、強い關心を抱かせるものであつたのだらうとも推測できる。

では、主に「用夏變夷」の語を用いていた中國ではいつごろから「漢化政策」が用いられるようになったのであろうか。先に見た陳寅恪の文章では、「用夏變夷」と「漢化政策」が同時に使用されていた。これは、「用夏變夷」から「漢化政策」へ切り替わる過渡期の文章だと考えられる。

岡崎丈夫の『魏晉南北朝通史』と同様に、現在でも参照される通史として呂思勉の『兩晉南北朝通史』が挙げられる。この書の刊行は一九四八年だが、實際の執筆は一九四〇年代前半であるとされる。²¹⁾

遷都之後、於革易舊俗、亦可謂雷厲風行。……孝文以仰慕中國文化之故、至欲自舉其語言而消滅之、其改革之心、可謂勇矣。（呂思勉『兩晉南北朝史』（上海古籍出版社、二〇〇五）（初出 開明出版社、一九四八））

呂思勉は「革易舊俗」「改革之心」という用語を用いて孝文帝の政策を説明している。「用夏變夷」の語は使われておらず、同時に「漢化政策」の語もみえないが、孝文帝が胡語を消滅させたことを「勇矣」と肯定的に評價している點で、中國の舊來の理解に近いものといえることができる。

刊行年は呂思勉と同じ一九四八年であるが、執筆されたのは戦後である嚴耕望の文章には、

惟北魏崛起朔漠、漢化以漸、新舊競替、制雜胡華、……至孝文傾心漢化、釐爲永式、始與華制爲近。（嚴耕望『北魏尚書制度考』（嚴耕望史學論文集）上海古籍出版社、二〇〇九）（初出『中央研究院歷史語言研究所集刊』十八、一九四八））

先に見た陳寅恪の文章と同様に「胡華」という文化的な要素と、「漢化」という民族的な表現が交雑している。

もう一例として、顧頡剛の事例をみてみたい。顧頡剛は生涯で二度、通史を出版している。一九二三年に刊行された教科書と、戦後、一九六五年に口述したものが刊行されたものである。このうち、一九二三年の文章では、

然而漢族文明的根據已深、異族的勢力非但不能加以摧折、結果且自己支持不住、被這燦爛的文明同化了。……無怪後來王肅仕魏、魏孝文帝只索彰明較著地傾慕華風、連本來的胡服胡語也不借犧牲、痛加禁遏呢。（顧頡剛全集』第十三卷

（中華書局、二〇一〇）所收、「現代初中教科書 本國史」（顧頡剛・王鍾麒著、胡適校訂、商務印書館、初出一九三三）第三編 中

古 從秦初到五代之末 15 異族同化和新的四裔

當時の世相を反映して民族的な主張が強く出ている文章となっているが、その中で孝文帝の政策について、「傾慕華風」と説明している。ところが、同様の内容が四〇〇年後に、

北魏孝文帝下令、使自己的民族全部漢化。衣服穿漢服、語言、文字一概用漢語、漢字、於是魏完全漢化。（顧頡剛全集）第十三卷（中華書局、二〇一〇）所收、（顧頡剛口述、何啓君整理『中國史學入門』（中國青年出版社、初出一九八三）一 中國民族史概要 2. 中華民族的形成、壯大和發展（4）三國、兩晉、南北朝）

となっており、「全部漢化」「完全漢化」と繰り返し漢化を用いている。『中國史學入門』は一九六五年から六六年にかけて、北京香山療養院で顧頡剛が行った聯續講義を何啓君が記録したものであるため、口語體に近い言い回しになっている可能性はあるが、しかし一九六五年になると「漢化」という言葉が一般的になっていたことは明らかである。

このように、中國では一九四〇年代が「用夏變夷」から「漢化」へと用語が變化していく境界であったと考えられるが、遡って一九三〇年代の使用例としては、以下のようなものがある。

北朝兩次大改革…（一）北魏孝文帝遷都洛陽、及其漢化事業之設施。（二）北周文帝之變法。（谷霽光『三國鼎立與南北朝分立』（禹貢半月刊）第五卷第二期、一九三二）

谷霽光が「漢化事業」という言い方をしている事例である。戦前の中國における東洋史關聯の雑誌としては、『食貨』『禹貢』『古史辨』などが挙げられるが、それらの中で唯一、孝文帝の政策について言及しているのがこの文章である。當時の學界の動向として、北魏に關聯する論文は決して多くなく、その中でも孝文帝の政策に言及しているものはさらに少ない。

羽田亨によれば、一九三六年六月の東洋史談話會で、王桐齡が「支那に於ける外來民族の漢化に就いて」というタイトルで講演しており、「かくの如く漢民族の同化力が強いので、自然に入り込んだ外民族は漢化されて居り、假令入り込ん

で居らなくても、一度密接な関係で結びつけば、必ずある程度まで漢化されてしまつたのであります」と説いたという記述がある。⁽²³⁾ 王桐齡は北平師範大學の教授であり、一九三四年から三六年にかけて日本に研究のため滞在していたことが知られる。彼は清末の留學生の一人として東京帝國大學に留學しており、箕作元八の下で西洋史を學んでいた。その後日本に短期の留學をしており、白鳥庫吉、市村瓚次郎、池内宏らと面識があつた。東洋史談話會での講演も、その縁によるものであろう。⁽²⁴⁾ ただし、東洋史談話會という場で、演題も日本語であるようなので、王桐齡による「漢化」の使用例は、日本におけるものだと考えるべきであるかもしれない。

以上は一九三〇年代に「漢化」が用いられていた事例であるが、言葉自體はもう少し早くから現れていたようである。陳垣『元西域人華化考』（上海古籍出版社、二〇〇八（初出 勵耘書屋、一九三七））は、一九二三年十二月から二四年にかけて北京大學『國學季刊』に順次掲載された論文を一冊にまとめたものである。上海古籍出版社版に附されている陳智超の前言によれば、二三年十月以前の第一稿では、現行の本文で「華化」とされている部分が全て「漢化」と書かれていたとされる。しかし、二三年十一月に少数數作成された稿本（油印版）では、すべて「華化」に改められている。⁽²⁵⁾ つまり、一九二三年の時點で「漢化」という言葉が元朝における西域人に對して用いられていたが、陳垣は稿本の作成の段階で「華化」に書き換えたことになる。陳智超はこの變更を、當時中國が西歐列強の壓力に晒されており、歐化に對抗するために漢化ではなく華化という言葉が相應しかつたのではないかと推測しているが、これ以前に「漢化」の用例が見られないという時代背景を考えると、「漢化」という表現が當時、さほど一般的な表現ではなかつたため、より分かりやすい「華化」に改めたと見るべきではないだろうか。

つまり、中國では「漢化」という語自體は一九二〇年代から存在していたが、「華化」がより一般的な表現であつた。一九三〇～四〇年代は従來の「用夏變夷」と「漢化」への過渡期であり、兩用されていた。また、日本で廣く用いられている「支那化」は使用されておらず、孝文帝の政策への評價が肯定的である點も日中の差異として確認できる。

おわりにかえて——戦後の「漢化政策」の用法と教科書記述

これまで述べてきたように、北魏孝文帝の諸政策の全體を指し示す語句は、時代とともに變化している。ほぼ同時代にあたる北朝・隋唐では儒教の古典に基づく「惟新」「移風易俗」といった語句が用いられ、孝文帝の政策は中國古代の周の政策を復古するものと記述されていた。唐末以降、南朝を正統とする史觀が力を持つとともに、「用夏變夷」という呼稱があらわれる。これは、夷である北魏が夏（華）の文化によつて轉向したという認識を示しており、朱子學に基づく中華文明の優位性を誇るものであった。中國では近代までこの呼稱が頻繁に用いられていたが、一方、日本では近代史學としての東洋史が成立した一八九〇年代以降、この呼稱が使われている形跡は見えない。

日本の近代東洋史學では、當初は孝文帝の諸政策を周代の政治を目指した復古と認識していたが、やがて「支那化」の語が用いられるようになり、一九三〇年代には「漢化」も用いられるようになる。一方中國では、「支那化」の語は用いられず、一九四〇年代まで「用夏變夷」の語が「漢化」とともに用いられていたが、戦後になると「漢化」が一般的な用語となつている。

最後に、日本における戦後の動向について少しだけ觸れておきたい。戦後、GHQによつて教育改革が行われる中で、一九四六年に施行された「昭和二十二年度學習指導要領東洋史編（試案）」では、單元二「東洋の文化はいかにして擴充したか」というテーマが用意され、魏晉南北朝隋唐時代を扱っている。この單元には、

二、東洋史において漢民族と北方民族との對立がいかに大きな問題であるかを理解すること。

三、外民族が南北朝時代において遭した文化的貢獻を考え、文化史上における外民族の存在意義を認識すること。⁽²⁶⁾

という二つの目標が設定されており、北方民族（北魏）をただ同化された存在とみるのではなく主體的な存在として東洋史上で役割を果たしたと教育するように求めている。

しかし、この一年後には東洋史・西洋史に分かれていた外國史教育は世界史として一本化されていく。⁽²⁷⁾ 戦後の教科書における孝文帝の政策に關する記述は、「孝文帝の時、洛陽に都を移して均田法を施行し、新政治の實踐につとめた」といった簡素なものとなり、「新政治」の語が用いられている。

戦後長らく、教科書で孝文帝の政策に對する呼稱として「漢化政策」の語は使われておらず、各教科書ごとに異なる呼稱を用いていた。例えば、山川出版社『詳説世界史』では、一九五二〜八一年まで「新政治」、八二〜九八年まで「中國化政策」が用いられ、帝國書院『要説世界史』では一九五九〜八二年まで「漢化政策」の表現を用いていたが、その後「皇帝權力の強化」という表記に変わっている。

しかし、二〇〇〇年代になると、各社の教科書がいずれも孝文帝の政策を「漢化政策」の語で表記するようになる。

山川出版社『詳説世界史』では、一九九七年版では、

北魏の孝文帝は、均田制や三長制をしき、平城から洛陽に都を移し、鮮卑の服装や言語を禁止するなど、中國化政策⁽²⁸⁾の採用につとめた。

となつているが、二〇一三年のものでは、

北魏の孝文帝は、均田制や三長制をして農耕民社會の安定につとめ、また平城（現在の大同）から洛陽に都を移し、鮮卑の服装や言語を禁止するなど積極的な漢化政策をうち出した。

内容はほとんど一致しているものの、「中國化政策」の語が「漢化政策」に改められている。東京書籍『新選世界史』においても、一九九一年版では、

北魏は、孝文帝のときに、都を平城（現在の山西省大同）から洛陽に移し、鮮卑固有の服装や言葉を中國風に改めるなど、中國化政策をとつた。

であったものが、二〇一三年版では、

北魏は孝文帝のときに、都を平城（現在の山西省大同）から洛陽に移し、民族固有の服装や言葉を中國風に改めるなどの政策を進めて華北を支配した。

というように、「中國化政策」の語がなくなり、その後二〇一七年には、

北魏は孝文帝のときに、都を平城（現在の山西省大同）から洛陽に移し、民族固有の服装や言葉を中國風に改めるなどの漢化政策を進めて華北を支配した。

と、「漢化政策」の語に置き換えられている。さらに帝國書院でも、『新世界史』（一九九一年版）では、

しかし、都を洛陽に移し、服装・言語などの中國化をすすめると、その急激な中國化政策に對し、鮮卑族の中に不満をもつものが多くなり、東西に分裂した。

と「中國化政策」の語で表記されていたものが、『新詳世界史』（二〇〇三年版）では、

しかし、鮮卑風の服装や言語を禁止するなど、洛陽を中心に漢化政策を急ぎすぎたため、長城地帯に残留した遊牧民の反亂を誘發した。

のように、「漢化政策」の語を用いつつ、孝文帝の政策を批判的に紹介している。いずれの教科書でも、それまで「中國化」とされていた部分が、二〇〇〇年代以降、「漢化」の語によって代替されている。

一方、戦後の研究史の中で、故意に漢化政策の語を避けているように見える事例も存在する。宮崎市定は、

太武帝の曾孫に當る孝文帝は、幼少で位についたが、成長して國政を親らそうになると、史上に有名な華化政策を強行した……自ら民族の誇りを持ち乍らの同化とは、彼等が自ら漢化すると同時に、漢族的な貴族に變質することである……かかる要求から、孝文帝は強力に鮮卑族の漢化を推し進めた。（宮崎市定『九品官人法の研究』（同朋舎、一九

七七）

とあるように、漢化という語は用いるものの、孝文帝の政策については常に固有名詞として「華化政策」を用いている。

宮崎は他の書籍でも孝文帝の政策を指す固有名詞として「華化政策」を使っており、「漢化」と「華化政策」を使い分けている。宮崎が「漢化政策」を避けた意圖は不明であるが、先の教科書の事例と同じく、戦後の一時期、漢化政策の語を避ける風潮があったことが推測できよう。本論で述べたように、戦前の「漢化政策」が日中戦争期に廣まり、當時の日中関係を背景として普及したとするならば、戦後「漢化政策」を避ける向きが存在することも不自然ではないのではないだろうか。そうであるならば、二〇〇〇年代以降、「漢化政策」の語が教科書で復活しつつあることは、どのように理解すべきであろうか。

本論文では北魏孝文帝の政策に対する評価を南北朝から近代まで追うことで、現在、我々が用いている歴史用語の持っているバックボーンを明らかにしようとして試みた。論考中に各時代の専門家からみれば明らかな誤りが含まれているかもしれない。他の研究者の方々の叱正を待ち、今後、より一層議論を深めたい。

註

- (1) 一例として窪添慶文「北朝の政治」(『世界歴史大系 中國史』山川出版社、一九九六 第三章第二節) 一九五頁、松下一憲「『北魏胡族體制論』北海道大學出版會、二〇〇七 八八頁など。
- (2) 川本芳昭『魏晉南北朝時代の民族問題』汲古書院、一九九八。
- (3) 岡田和一郎「北齊國家論序説…孝文帝制と代體制」(『九州大學東洋史論集』三九、二〇一一)。
- (4) 拙稿「北魏孝文帝の「漢化政策」とその支持者について」(『皇學館史學』三二、二〇一六)。
- (5) たとえば『詳説世界史』(山川出版社、平成二十八年度版)では「北魏の孝文帝は、均田制や三長制をして農耕民社會の安定につとめ、また平城(現在の大同)から洛陽に都を移し、鮮卑の服装や言語を禁止するなど積極的な漢化政策をうち出した。」と書かれており、『新詳世界史』(帝國書院、平成二十九年年度版)では「孝文帝のときに均田制・三長制を施行し平城から洛陽に都を移すなど、積極的な漢化政策をとった。」と記述されている。

- (6) 趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』（天津古籍出版社、一九九二）九八頁。
- (7) 桐本東太「移風易俗」原始」（山本英史編『アジアの文人が見た民衆とその文化』慶應義塾大學言語文化研究所、二〇一〇）。
- (8) 後述するように「惟新」の出典は『詩經』文王の「周雖舊邦、其命維新」だが、『魏書』卷三十六 李順傳 史臣曰條に「宗緒扶疏、人位盛顯。可謂李雖舊族、其世唯新矣」という表現があり、「唯新」「惟新」「維新」は『魏書』の地の文でも通用されている。
- (9) 川本芳昭は「五胡十六國・北朝氏における周禮の受容をめぐって」（川本前掲書、三三三頁）において「北周の政策にみられる「周の尊重＋魏晉批判」という基本方針を明確に打ち出してくる胡族君主は誰か、という先に提示した設問に對する解答は私見によれば北魏孝文帝ということになる」と述べており、孝文帝の政策が周の尊重という思想的背景を持っていたことを論じている。
- (10) 吉川忠夫「鳥夷と素虜のあいだ」（『東方學報』京都七二、二〇〇〇）。
- (11) 西嶋定生「序説——古代東アジア世界の形成」（『中國古代國家と東アジア世界』第二篇第一章、東京大學出版會、一九八三）（初出『岩波講座 世界歴史』古代4、一九七〇）。西嶋は東アジア世界で中國王朝が持っていた優位性について、唐代までは政治的優越性であったが、宋代以降は文化的優越性に變わっていくと述べている。
- (12) 重澤俊郎「歐陽修の正統論」（『東方學會創立二十五周年記念・東方學論集』（東方學會、一九七二）所收）。
- (13) 『資治通鑑』卷六九 魏紀一に司馬光の正閏に對する立場が書かれており、「臣の今述べる所、國家の興衰を敘べ、生民の休戚を著し、觀者をして自ら其の善惡得失を擇び、以て勸戒と爲さんことを欲するに止まり、春秋の褒貶の法を立て、亂世を撥して語を正に反さんとするが若きに非ず」と客觀的事實の記述に徹することを述べている。
- (14) 北宋の正統論に關しては西順藏「北宋その他の正統論」（『中國思想論集』筑摩書房、一九六九）所收 參照。
- (15) なお、洪邁は『容齋隨筆』初筆卷九「皇甫湜正閏論」において、先に出た皇甫湜の文章を引き「此說亦理有り」と肯定的な評價を下している。
- (16) 顧炎武の歴史認識については、岸本美緒「風俗と時代觀」（『古代文化』四八・二、一九九六）參照。
- (17) 原文「帝惡國俗之陋、欲遷都以變舊風……蓋帝優於文學、深慕華風、欲興文治、以比隆三代。故不欲僻處恒北也。然南遷之後、武事漸弛、俗趨紛華。國勢之衰、實始於此矣」。
- (18) 五井直弘『近代日本と東洋史學』（青木書店、一九七六）第一章第三節「東洋史學の創立者」および小嶋茂稔「近代日本における「東洋史」の形成と湖南の中國史」（山田智・黒川みどり共編『内藤湖南とアジア認識』（勉誠出版、二〇一三）所收）參照。
- (19) なお岡崎は同書内編第四章「南北朝時代——北朝（下）」において、趙翼「廿二史劄記」の内容を紹介し、

- 「此論旨は恐らく或意味に於て正當であらう。併し北魏固有の氣風が遷都によつて崩れたと云ふ以前に、既に崩れて居た爲めに高祖が遷都を斷行するに至つたのではない乎。此點猶考察すべきであらう」と述べ、孝文帝の政策が北魏の衰退のきっかけとなつたという見解に疑問を示している。
- (20) 紅于「第二次幣原外交期における中國の國號呼稱問題」『お茶の水史學』四六、二〇〇二。
- (21) 呂思勉『兩晉南北朝史』（上海古籍出版社、二〇〇五）「前言」二頁。
- (22) 「我像一個用功的學生、把他的每一句話、差不多都詳細記錄下來了。他爲了照顧我作筆記、就有意地放慢速度、不是滔滔高論、且是徐徐慢說」（顧前揭書何啓君「序言」四五頁）。
- (23) 羽田亨「漢民族の同化力説に就いて」（羽田博士史學論文集）上卷、一九五七、同朋舍所收、初出『東洋學報』二九一三・四 白鳥博士記念論文集、一九四四）。
- (24) 霍耀林「王桐齡之赴日經歷及日本相關著述考」（或問三〇、二〇一六）。
- (25) 竺沙雅章「陳垣と桑原隲藏…『桑原文庫』中の陳垣寄贈書をめぐつて」（『史林』一九九二）によれば、稿本は桑原隲藏に贈呈された一部だけが、京都大學の桑原文庫に残っているとされる。京都大學の圖書館には、出版地・出版社不明の『元西域人華化考』（資料番號：二〇〇〇三三〇二八〇二六・二〇〇〇三三〇二八〇三五）が登録されている。しかし、筆者が二〇一九年一月に京都大學文學部圖書館

で該當する稿本を實見したところ、判型・表紙の色などは竺沙氏が論文で引いているものと同じであつたが、上冊の表紙裏に國立北京大學研究所國學門から今西龍宛ての送付狀（二・一・三〇の日附あり）が糊付けされており、目次の右下にも今西龍の印が押されていた。一方で、竺沙氏が桑原本の特徴として挙げてゐる、表紙や文中の書き込みは一切みられなかつた。

一方で、桑原文庫にあるとされる桑原本については、未整理部分に含まれているらしく、部外者が實見することは叶わなかつた。

今西龍（一八七五—一九三二）は、京都帝國大學・京城帝國大學の教授をつとめた朝鮮古代史研究者であり、今西春秋『今西龍小傳』（國書刊行會、一九七〇）によれば、一九二二年夏から一年あまり、北京大學に留學している。今西は留學先の北京で滿洲語を學んでおり、また、柯劭忞、王國維らと親交があつた。王國維が稿本を所藏していたことは、現行本の第七章「女學編」に、王國維・英華（劍之）からの指摘で稿本の文章を改めた旨が書かれていることから明らかである。一九二三年十一月に今西が北京に滞在していたかは不明であるが、北京留學時代の人脈を通じて、稿本を寄贈されていたと推測することは可能であろう。

つまり、京都大學には陳垣本人から寄贈された桑原隲藏由來の本と、北京大學研究所から寄贈された今西龍由來の本の二冊が存在している。今西本は、書誌情報によれば二

○一二年三月五日に受け入れられており、それ以前の所在、および受け入れ経緯については明らかにできなかった。したがって、竺沙氏が論文を著した時期には存在が知られておらず、また、『今西文庫目録』（『京都大學文學部圖書月報 別巻』（京都大學文學部圖書館、一九五九）にも、『元西域人華化考』の記載はない。

(26) 「學習指導要領 東洋史編（試案）」（國立教育政策研究所 學習指導要領データベース (<https://www.nier.go.jp/guideline/s22ejs3/index.htm>) (110110年一月八日確

認)。

(27) 戦後の教育改革期における東洋史・西洋史のあり方については吉田寅「世界史」成立前後の教科書・準教科書について」（『立正大學人文科學研究所年報』二八、一九九〇）参照。

(28) 山川出版社『詳説世界史』（一九五八年度版）。

(29) 原文は横書きであるが、掲載の都合上、縦書きにし、新字を舊字に改めた。以下の教科書の引用も同様。

〔補記〕 陳垣『元西域人華化考』に「漢化」の語が用いられているバージョンが存在したことについては、同僚の松下道

信氏よりご教示いただいた。謹んでお禮申し上げます。

Barbarians. It positioned the northern and the western barbarians as characterized by “violence” but positioned the eastern barbarians as knowing “courtesy,” and furthermore showed the possibility of civilizing the southern barbarians. In addition, by placing Shendu 身毒, the birthplace of Buddhism, into the treatise on the Western Region, it included that area, which had maintained an independent order based on Buddhism, into the “outside area” 外區 of the Four Barbarians that did not recognize the “courtesy” of China, and thereby developing multi-dimensional distinctions among the Four Barbarians.

Thus “The First Four Histories,” influenced by domestic and foreign affairs from the era of Emperor Wu of the Former Han Dynasty to the early stage of the Liu–Song Dynasty of the Six Dynasties, positioned multi-dimensional barbarians from the “outside” into the dynastic histories on the basis of the concept of the Four Barbarians.

THE ORIGIN OF THE IDEA OF HANIZATION, OR SINICIZATION 漢化

HORIUCHI Junichi

Xiaowendi 孝文帝, 6th Emperor of the Northern Wei Dynasty, enforced various policies that have been called *Hanhua* 漢化, which can be translated as Hanization or Sinicization in English. The word *Hanhua*, or *Kanka* in its Japanese reading, is in general use and is seen in school textbook and the like. But *Hanhua* was not found in earlier historical texts. Moreover, recent research has shown that these policies were not intended to bring about Sinicization. This paper aims to clarify where the idea of *Hanhua* came from.

Xiaowendi’s reforms were seen by his contemporaries as a restoration of older Chinese dynasties such as the Zhou or the Han. They were not understood in terms of cultural or ethnic matters. After 10th century, this reformation came to be called “*yong Xia bian Yi*” 用夏變夷, or “change barbarians by Chinese culture.” This phrase shows that Xiaowendi’s reformation was recognized as a cultural matter between northern barbarians and central Chinese at that time. This understanding lasted until 20th century.

The modern discipline of history come into existence in Japan at the end of 19th century. The first generation of scholars explained Xiaowendi’s reformation as a restoration as had contemporaries of Xiaowendi. In the 20th century, Japanese scholars started to use the term *Shinaka* 支那化 (Sinicization), and then *Kanka*

漢化 (Hanizaion) after the 1930's. At same time, the term *Hanhua* also came to be used in China.

The influence of the Sino-Japanese war was behind these changes. In this period, both countries were intent on using the concept of the ethnic group 民族. Chinese historians tended to think that Xiaowendi's reformation unified the Chinese empire, but Japanese historians were apt to think of it as weakening the Northern Wei dynasty.

Up until the present, evaluations of Xiaowendi's reformation have depended on political policy and diplomacy in each era. The term Hanization may also have been under the influence of the Sino-Japanese war.

THE LEGATES OF YOU PREFECTURE AND LULONG DURING THE FALL OF THE TANG AND THE ERA OF THE FIVE DYNASTIES, CONSIDERED IN RELATION TO THE SHATUO-KHITAN

NIIMI Madoka

In recent years, the period of transition from the Tang to the Song dynasties in China has received increased attention from scholars. This period — sometimes referred to as the “Era of Tang-Song Reform” — is now being considered not only from the perspective of Chinese history, but also from the perspective of continental Asian history. In particular, there has been a remarkable expansion of research into the rise of Shatuo-Khitan 沙陀/契丹 power, which came to prominence in the tenth century. I note that the Shatuo-Khitan have been classified as “Central Eurasian-style States,” with their origins in the An Lushan Rebellion of the mid-eighth century. Exemplifying the connection between such “Central Eurasian-style States” and the An Lushan rebellion were the forces of the “Fanzhen” (lit. “buffer towns”); in particular, the so-called “Three Fanzhen of Hebei” 河朔三鎮, which had their origin in the An-Shi army.

As it happens, almost no investigation has been conducted into the kinds of political and military relationships that existed between the early Shatuo-Khitan and the “Three Fanzhen of Hebei” during the period spanning the fall of the Tang dynasty and the early days of the Five Dynasties era. In this paper, therefore, I will focus on the legates (a kind of military commissioner known as a Jiedushi 節度使) of You Prefecture (Youzhou 幽州). Within the “Three Fanzhen of Hebei,” it was these legates who had the closest contact with the Shatuo-Khitan. By examining